
4. 植栽現況

(1) 植栽の概況

平成 27 年度に行った岡崎公園の樹木調査では、高木は約 1,500 本となっており、その構成は落葉樹が 44 種（60%）、常緑樹が 43 種（40%）であり、落葉樹がやや優先している。種類別では、ソメイヨシノが全体の 22%と最も多く、次にイロハモミジが 16%、クロマツ 8.9%、ヤブツバキ 6.2%、ムクノキ 5.8%、イチョウ 5.4%、クスノキ 3.5%と続いている。

低木類は約 4,100 株を数え、その中で常緑樹が 31 種（70%）、落葉樹が 10 種（30%）と種類並びに本数も常緑樹が優先している。種類別に見るとツツジ類（ヒラドツツジ、リュウキュウツツジ等）が 53.6%と全体の半数を占め、ユキヤナギ 10.8%、カンツバキ 6.5%と続いている。

上記の高木の上位 7 種の現在の主な植栽位置については、以下のような状況になっている。

最も多いソメイヨシノは「市の花」として愛される観光資源でもあり、主に坂谷曲輪、白山曲輪、総構えの伊賀川沿い、菅生曲輪の菅生川（乙川）堤防沿い、二の丸の国道 1 号線沿いのものが花見客の利用に供している

イロハモミジ、ムクノキ、ヤブツバキは本丸や持仏堂曲輪の清海堀の石垣や土塁に多く見られる。イロハモミジは風呂谷曲輪の石垣にも生え、その根が石垣に影響を及ぼしている。

クロマツは、本丸や持仏堂曲輪、風呂谷曲輪には多くの大木が存在し歴史的景観を形成しているが、石垣に影響を及ぼしているものもある。坂谷曲輪でもクロマツの大木がイロハモミジとあいまって良い雰囲気醸し出している。二の丸では樹形を仕立てた観賞用のクロマツが見られる。

イチョウは、菅生曲輪の多目的広場の南側の並木、二の丸からくり時計の背後にあるシンボル樹を始め、坂谷曲輪の南の広場や二の丸の西側下の土塁及びその周辺にイチョウ林として存在している。

クスノキは、東曲輪駐車場入口のシンボル樹、坂谷曲輪の産湯の井戸周辺のものなど比較的自然樹形が保たれている。また神橋の 2 本の大木や旧坂谷門の石垣の 2 本のクスノキは立派であるが石垣に影響を及ぼしているため対処を要する。

なお、曲輪毎の詳細な植栽現況については、植栽管理方針において記述した。

(2) 植栽本数の集計

岡崎公園植栽管理計画基本方針報告書（平成 30 年度）の調査で、公園内の植栽樹種、本数、立地場所、不良木等が曲輪毎で集計されている。ここでは、その後に伐採されたものも含めた集計表を以下に示す。

■ 位置図(岡崎城跡整備基本計画より)

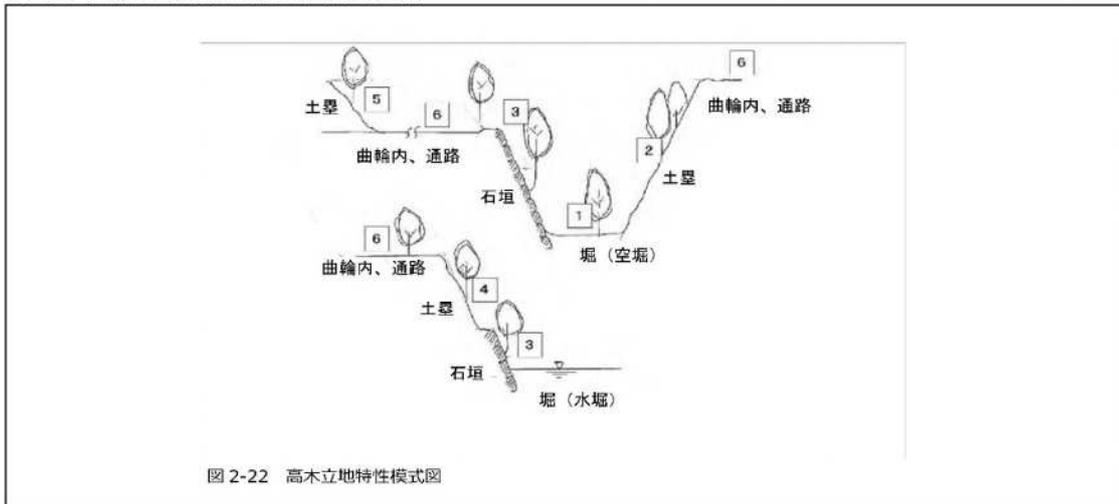


図 2-22 高木立地特性模式図

■ 岡崎公園（高木） 曲輪別立地特性集計表

(単位:本)

立地特性	本丸	持仏堂曲輪	風呂谷曲輪	坂谷曲輪	二の丸	東曲輪	菅生曲輪	隠居曲輪	三の丸	備前曲輪	白山曲輪	総構え	計	構成比(%)
1 堀底(空堀)	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0.2%
2 堀(堀底)に続く土塁、法面	109	113	2	12	35	0	9	0	0	0	0	0	280	21%
3 堀底に続く石垣、及び石垣天端	23	39	14	11	3	3	26	13	0	0	0	0	132	10%
4 石垣に続く土塁、法面	0	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16	1%
5 平坦部に続く法面	20	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22	2%
6 曲輪内、通路沿い等	72	53	38	214	194	4	127	46	0	0	63	86	897	66%
計(A)	224	224	56	237	232	7	162	59	0	0	63	86	1,350	100%
全本数に対する構成比(%)	16.6%	16.6%	4.1%	17.6%	17.2%	0.5%	12.0%	4.4%	0.0%	0.0%	4.7%	6.4%	100.0%	

■ 岡崎公園(高木) 曲輪別不良木集計表

byte	本丸	持仏堂曲輪	風呂谷曲輪	坂谷曲輪	二の丸	東曲輪	菅生曲輪	隠居曲輪	三の丸	備前曲輪	白山曲輪	総構え	計	構成比(%)
枯損樹木	2	0	2	0	1	0	1	0	0	0	6	1	13	6%
石垣損傷樹木	23	39	14	11	3	3	4	13	0	0	0	0	110	47%
外来種樹木	4	3	2	16	44	0	30	6	0	0	5	0	110	47%
計(B)	29	42	18	27	48	3	35	19	0	0	11	1	233	100%
当該曲輪における不良木の構成比(%) B/A	12.9%	18.8%	32.1%	11.4%	20.7%	42.9%	21.6%	32.2%	0.0%	0.0%	17.5%	1.2%	17.3%	

(3) 岡崎公園植栽管理業務水準書

現況における植栽維持管理は、指定管理者制度により維持管理されている。具体の維持管理業務の内容は、以下に示す岡崎公園業務水準書(平成 30 年 6 月)に基づき実施されている。植栽維持管理業務としての目的、業務の対象範囲、業務仕様及び要求水準は以下の通りである。

以下、業務水準書より植栽管理にかかわる部分を抽出した。

岡崎公園植栽管理業務水準書 (1/9)

(9) 植栽維持管理業務

1) 一般事項

① 業務の目的

植栽管理業務は、事業用地内の植栽を適切に保護・育成・処理することにより、豊かで美しい施設内の自然環境を維持することを目的とする。

② 業務の対象範囲

植栽管理業務の対象範囲は、本事業区域内の植栽及び緑化施設等とする。

(「別紙 1 管理区域図面」、「別紙 9 外構(建築物)管理業務内訳表」及び「別紙 10 樹木等数量表」参照。)

③ 業務仕様及び要求水準

i) 共通事項

- ・各植栽の管理にあたっては、利用者の公園利用と安全性を確保しつつ、施肥、剪定、刈り込み、草刈り、花壇管理等、植物の生育や育成に必要な作業を、適切な時期や方法を選び実施する。
- ・植栽管理計画を立てる際には、史跡としての遺構保護についても配慮し、植栽の状態を観察しながら各植栽が常に美しく、かつ良好な状態を保つように管理に努めること。
- ・すべての作業において、危険防止のため作業エリアの安全対策を講じ、作業中であることを明示する。
- ・薬剤使用時は、農業取締法等の農業関連法規及び通達等(例：国土交通省及び農林水産省の通達、県有施設における農業・殺虫剤等薬剤適正使用ガイドライン(平成 20 年 3 月愛知県策定))、及びメーカーで定める使用安全基準、使用方法を遵守し、公園利用者及び周辺住民の安全確保に十分注意する。
- ・薬剤の散布日は、風、日照、降雨等の天候条件を考慮し、シート防護を行うなど対象植物以外への飛散防止に最大限配慮する。
- ・公園利用者等の安全確保のために、薬剤使用に関する看板の掲示などにより周知を図る。
- ・植栽管理については、「造園施工管理技術編(社団法人日本公園緑地協会発行)第 8 編造園管理」及び「都市公園の樹木の点検・診断に関する指針(案)」を基本として実施すること。
- ・管理作業にあたっては、利用者に支障がないよう十分配慮して実施し、作業管理日誌を整備しておくこと。

- ・ 剪定、伐採等による発生材については環境に配慮し、リサイクル活用等資源の再利用に協力すること。

ii) 樹木管理（形態上、生体上、一定の段階に維持する。）

ア 樹木剪定（中・高木）

- ・ 剪定は樹形の骨格づくり、樹冠の整形、混みすぎによる病虫害及び枯損枝の発生防止等を目的として行うものである。
- ・ 基本剪定及び軽剪定等を、剪定の必要性や樹種特性に応じて、最も適切な時期と方法で行う。
- ・ 樹姿及び樹形の仕立て方は、とくに修景上、規格形にする必要のある場合を除き、自然形に仕立てる。
- ・ 下枝の枯死を防ぐよう原則として上方を強く、下方は弱く剪定する。また、一般に南側等の樹勢の強い部分は強く、北側等樹勢の弱い部分は弱く剪定する。
- ・ 不定芽の発生原因となる「ぶつ切り」などは原則として行わない。
- ・ 花木類は、花芽の分化時期や着生位置に注意して剪定すること。主に、つつじ、さつき、つげ、藤が対象となる。
- ・ 剪定した枝葉は、まとめて速やかに処理するとともに樹木周辺をきれいに清掃すること。
- ・ 定期的に剪定を行うものは、「別紙1 管理区域図面」及び特記事項による。

イ 刈り込み（低木・生垣）

- ・ 枝の密生した箇所は中すかしを行い、刈地原型を十分考慮しつつ、樹冠局縁の小枝を輪郭線を作りながら刈り込む。
- ・ 樹木の特性に応じて適切に刈り込むこと。
- ・ 花木類刈り込みは、花芽の分化時期や着生位置に注意して行うこと。
- ・ 数年の期間をおいて刈り込みを実施する場合、第1回の刈り込みの際に一度に刈り込まないで、数回の刈り込みを通して徐々に刈地原型に仕立てていく。
- ・ 刈り取った枝葉は速やかに処理する。とくに枝葉が樹冠内に残らないようにきれいに取り去ること。刈り込んだ樹木、寄植等の周辺はきれいに清掃する。

ウ すそ切・やご切

- ・ 枝先が伸びて垂れ下がったり、やご又は、胴吹きにより景観を害したりすることのないよう、樹種や樹勢に合せ適宜行うこと。

オ 施肥

- ・ 施肥を行う際は、掘削により史跡を傷つけることのないよう、各樹木の特性や施肥の種類（寒肥、追肥等）に応じて適宜行うこと。
- ・ みぞ及び縦穴の掘削に際しては、樹根に損傷を与えないよう注意すること。
- ・ 幹周 30 cm 以下の高中木、低木を対象に実施すること。

カ 病虫害防除及び薬剤散布

- ・ 病虫害発生の早期発見に努め、極力、薬剤を使用しない方法（剪定防除、捕殺等）により防除を行うこと。
- ・ やむを得ず薬剤散布を行なう場合は、農業取締法等の通達やメーカーの使用安全基準を遵守するとともに、使用量を必要最小限にとどめるよう努めること。
- ・ 薬剤により利用者や隣地等に害のないように十分留意すること。また、作業実施の

前に予告看板を設置し、利用者や近隣住民へ作業日時を周知し実施すること。

- ・やむを得ず薬剤散布を行う場合は、樹種及び病虫害の発生状況に応じ、適時・適量の効果ある散布を行う。効果が出なかった場合には、再度適切な薬剤を選定し実施すること。

キ 枯損木処理

- ・枯損木の伐採にあたっては周辺樹木、工作物とくに人止柵等を損傷しないよう注意深く行うこと。また、周囲の芝生等は必要に応じてシートをかぶせるなど保護処理を行うこと。
- ・切株はできるだけ地際より処置すること。
- ・伐採した樹木は枝払いし、一定の長さに切断したあと、指定の方法により処理し、跡地はきれいに清掃する。

ク 支柱管理

[支柱取り替え：取外し]

- ・在来の支柱の取り外しは樹木を損傷しないよう十分注意し根元より完全に引き抜くこと。また、杉皮、しゅろ縄、亜鉛引鉄線、洋釘及び幹巻材も同様にきれいに取り除くこと

[支柱取り替え：取付け]

- ・控木を新たに取り付ける場合は、樹木の大きさにより美観を考えた上で、目的に応じて支柱（控木）の型を使い分ける。その他、美観を重視する場合や周囲が舗装され支柱部材が立てられない場合、地中の部材により樹木を指示する方法を考慮する。

[支柱結束直し]

- ・在来の杉皮、しゅろ縄、亜鉛引鉄線は樹木を損傷しないようていねいに取り除く。
- ・再結束にあたっては、新しい材料をもって樹幹に緊密に固着するよう杉皮を巻き、しゅろ縄で結束する。

ケ 除草清掃

- ・雑草は根ごと除去し、除草後はきれいに清掃する。

コ 灌水

- ・渇水期など日照りの続く日は、適宜水やりを行うこと。

iii) 樹林地等管理

- ・樹林地等については保全状況等を定期的に観察する。
- ・利用者に支障となる枯れ木やつる植物などを除去する。特に、散策路及び園路沿いを定期的に巡視し、枯れ枝及び樹木の支障枝の除去を適宜行うこと。
- ・園路、公園灯等の施設周辺は、草刈りを適宜行い、刈り残しのないように仕上げ処理すること。
- ・病虫害の発生など樹林地の健全育成を阻害する要因を発見した場合は、速やかに市へ報告し対応を協議する。

iv) 花壇管理（花時計部分除く。）

- ・適宜植え替えを行い、1年を通して楽しめる状態に保つこと。

v) 草刈り・除草

- ・ 植え込み地・草地について施設の利用状況と雑草の繁茂の状況を考慮し、定期的に草刈りを実施し、常に良好な状態を保つこと。
- ・ 均一に刈り払い、ツル性雑草は除去する。刈り跡はきれいに清掃すること。
- ・ 刈草は、適正に処分すること。
- ・ 原則として、除草剤は、使用しないものとする。
- ・ 基本的には動力草刈機を使用するが、樹木や建物の近くは手刈りで行うこと。
- ・ 草の育成時期に合わせて早めに除草し、時期を逸することのないように作業計画を立て実施すること。
- ・ 除根・防草を行い、取り除いた草は適正に処分すること。
- ・ 法面作業については、地被植物や花物について十分に注意して作業を進めること。
- ・ 飛び石防護を行うこと。
- ・ 年4回以上実施すること。実施にあたっては、本公園内で行われるイベントを踏まえること。（現状、桜まつり前の3月、桜まつり後の5月、花火大会前の7月、岡崎城下家康公秋まつり前の11月に実施。）

2) 特記事項

① 葵松庵・城南亭

- ・ 茶室庭園については、日本庭園として美観を損なうことのないよう、専門技能者等により適宜手を入れ、茶室にふさわしい状態を保つこと。
- ・ 必要に応じて庭園のコケの補植を行うこと。

② 花時計（花壇部分）

- ・ 花時計の景観を常に良好な状態を保つこと。
- ・ 花苗の植替えを年4回以上行うこと。
- ・ 時期にあった花を使用したデザインを提案し市の承認を得てから実施すること。
- ・ デザインに合わせて花壇一杯に花苗で埋めること。
- ・ 天候等の状況をみながら、適宜灌水を行うこと。
- ・ 適宜除草及び清掃作業を行うこと。

③ その他園内

ア 松こも巻き・撤去

- ・ こも巻き・撤去を行うこと。実施時期は市と協議する。

イ 園路

- ・ 凹凸が生じ水溜りができやすい状態になった場合、砂利等を入れ修正するなど不陸調整を行うこと。

ウ 五万石ふじ

- ・ 天然記念物である五万石ふじについて、五万石藤まつりなど、開花時期には多くの来園者が鑑賞することを念頭において、適切に維持管理すること。
- ・ 指定期間開始前に、指定期間中の管理計画を市に提出すること。
- ・ 維持管理の詳細は、「別紙 14 五万石ふじ管理要綱」参照。

- エ 能楽堂前の竜の池、城南亭・葵松庵、大手門付近、巽閣横の庭
 - ・美観を損なわないように丁寧に樹木剪定、草刈り等の植栽管理を行うこと。
 - ・年に4回以上専門技能者による剪定を行うこと。

- オ 龍城堀
 - ・美観を損なわないように、適宜、龍城堀にある石垣の除草を年1回行うこと。(除草の対象となる石垣の対象範囲は、「別紙1 管理区域図面」参照すること。)

- カ 国道1号の植栽管理
 - ・国道1号にある植栽について、美観を損なわないように、適切に管理を行うこと。(対象箇所は「別紙1 管理区域図面」参照。)

- キ 桜の管理
 - ・「桜」は、岡崎公園の樹木の中でも重要な観光資源であるため、常に良好な状態を保つよう取り扱いについては留意すること。特に、樹齢が古いものについては、細心の注意をはらうこと。

- ク 高木の剪定
 - ・市道岡崎公園東2号線(バス駐車場南の広場の南面及び城南亭の東面)に面したイチチョウの剪定は年1回行う。
 - ・史跡に関する植栽管理という観点で、歴史的風致に配慮した管理を行う。
 - ・岡崎城跡整備基本計画に沿って作業を行うものとし、石垣等に生育しており景観阻害、遺構損傷の可能性のある樹木は、伐採・剪定の対象とし、公園緑地課の指示を受けて作業するものとする。
 - ・上記及び「別紙1 管理区域図面」の定期的に剪定を行うもの以外の桜及び巨木・老木等については、基本的に自然樹形にて管理を行う。
 - ・「別紙1 管理区域図面」の中高木剪定管理のうち、マツの剪定は、みどり摘みも含むものとする。

別紙 14 五万石ふじ管理要綱

1 消毒

- (1) 対象木の樹種及び病害虫の発生状況に応じた薬剤・薬量及び作業日時を選定をする。
薬剤・薬量について、必ず市の承認を受けたものを使用すること。
- (2) 作業実施の結果、効果の出なかった場合には、再度適切な薬剤・薬量及び作業日時を選定し、実施すること。
- (3) 作業に入る前に、予告看板設置等をして周辺住民及び来園者へ作業日時を周知させること。
- (4) 住宅地等における農薬使用について（平成25年4月26日付け25消安第175号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知）を遵守すること。

2 剪定（冬季）

- (1) 込み入った枝、病気の後のある枝、強く伸びた枝、立ち枝などから整理し、切り戻す枝は、枝の分岐点や芽のすぐ上で、また間引く枝は付け根から切り取ること。
- (2) 夏の剪定で切り残した枝で花芽のないものは、芽の方向を見定めて短く切り戻すこと。
- (3) 五万石ふじのつるの適切な誘引を行い必要に応じて結束し直すこと。不要なノダフジのつるは切り詰める。ただし、株元からの伐採は不可とする。
- (4) 花芽をできるだけ落とさないように剪定すること。
- (5) 枝の誘引は棚全体に均一に配分されるように行い、結束の点検をすること。
時間が経過している枝は結束のし直しを行い、枝を下げること。
- (6) コブ病がでているものは切り取ること。乾燥した晴天時に行い、使用する器具の滅菌処理等に気を配ること。
- (7) 枝切りについては、切り口から腐食しないように注意するとともに、大きな切り口には必ずつぎろう又は薬剤の塗布をすること。
- (8) 剪定枝は市クリーンセンターにて焼却処分とする。

3 軽剪定（夏季、秋季）

- (1) やご、ひこばえを付け根からかきとる。長く伸びたつるは3～4節残して枝先を摘み取ること。
- (2) 五万石ふじのつるの伸長を図り適切な誘引をすること。ノダフジのつるはできるだけ短く切り詰める。ただし、株元からの伐採は不可とする。
- (3) 日差しが全体に行き届くように立ち枝を剪定し、込み入った枝葉を間引くこと。実施後は地面に木洩れ日が射すくらいが望ましい。
- (4) 花芽形成前の6月上旬までに1回目の作業を終えること。
- (5) 必要があれば、立ち枝の誘引を行うこと。
- (6) 剪定枝は市クリーンセンターにて焼却処分とする。
- (7) 害虫の卵又は若齢幼虫群の発生した枝葉も切り取ること。

4 土壌改良

- (1) 平面図に記した指定木の株元（半径3mの同心円状）の土壌改良を行う。
- (2) 当該区画について、極力根を傷めないよう掘削用作業道具としてスコップや備中鍬等を使用せず、小型の道具（小型の道具とは、草かき（1本爪）、マイナスドライバー、移植ゴテ、小型ツルハシ、剪定鋏など）を使用し表層土の10cm程度の打ち起こしを行う。指定された土壌改良材を混合し埋め戻しする。

(3) 秋以降の閑散期に実施し、施工した箇所は経過を観察する。

5 固形肥料施肥

- (1) 材料及び使用量について、必ず市の承認を受けたものを使用すること。
- (2) 施肥量 緩効性化成肥料 N : P : K : 苦土 = 10 : 10 : 10 : 1 0.1kg / m²
- (3) 施用法 根元より半径 3m の範囲内に散布

6 液肥散布

- (1) 材料及び使用量について、必ず市の承認を受けたものを使用すること。
- (2) 施肥量 液肥 N : P : K = 2 : 8 : 7 1.6kg / 100m²
- (3) 施用法 根元より半径 3m の範囲内に散布

7 発根促進剤散布

- (1) 材料及び使用量について、必ず市の承認を受けたものを使用すること。
- (2) 施用量 各液 0.67 ㍓ / 100m²
- (3) 施用法 根元より半径 3m の範囲内に 2 ~ 3 回に分けて散布

8 花がら摘み

- (1) 5月：花が終わった後、花がらを全部摘み取ること。結実前に行うこと。
- (2) 五万石ふじの播種用種子を得るため、必要に応じて花芽を残すこと。部位、数量については市と協議すること。
- (3) 市クリーンセンターにて焼却処分すること。

9 花芽摘み

- (1) 3月：花芽が 70 ~ 80 芽 / m² (3 芽 / 枝) となるように摘み取ること。
- (2) 花房が重なり合わないよう花芽を摘み取ること。
- (3) 市クリーンセンターにて焼却処分すること。

10 保護剤塗布

- (1) 材料及び使用量について、必ず市の承認を受けたものを使用すること。
- (2) 施用量 0.5 ㍓ / 本
- (3) 施用法 直接、樹木の切り口・傷口に塗布すること。

11 除草

- (1) 草の生育時期に合わせて、早めの除草に心掛け、時期を逸することのないように実施すること。
- (2) 雑草が繁茂し修景を悪化させないように、常時パトロールし、適期に作業を実施すること。
- (3) 市クリーンセンターにて焼却処分すること。

12 灌水

- (1) 日照り等により灌水が必要な場合、市の指示により灌水を行うものとする。

13 清掃

- (1) ゴミのほか、石、土砂など不必要なものはすべて取り除く。
- (2) 側溝清掃は指定した部分を年間 2 回行うこと。落ち葉等は市クリーンセンターに搬入すること。また土砂等は、良質な場合は付近の広場等に敷均し、腐植土等は川田緑地に搬出し敷均すこと。敷均し場所については、市と協議し、場所を選定すること。

1 4 雑工

- (1) 毎月2回以上はパトロールを実施し、枯木・傾木・支柱の破損などの危険箇所や、枝の伸び過ぎ・やご・胴吹きなどの好ましくない状況の発見に努め、また発見した場合には、請負者の責任において応急処置をするとともに、市に連絡をし、指示を受けること。
- (2) パトロールの結果については、パトロール結果報告書に記載すること。また、急を要する事柄については、前号の処置をしたうえでその旨をパトロール結果報告書に記載すること。

1 5 施工上の注意

- (1) 各作業時には、看板・保安設備を設置し、来園者を誘導すること。

1 6 提出書類

(1) 業務写真

- ①業務写真の提出に関して、原則、電子納品とする。
- ②「愛知県電子納品運用ガイドライン(案)」及びその中に示す各種要領・基準に基づき作成し、国土交通省の「電子納品チェックシステム」によるチェック結果と共に提出するものとする。国土交通省 C A L S 『電子納品チェックシステム』⇒http://www.cals-ed.go.jp/index_dl.htm
- ③前期・後期各1部(CD又はDVD複数枚でも可)を提出すること。
- ④担当区域全体を網羅できるだけの撮影箇所数を選定すること。(愛知県建設部工事標準仕様書/写真管理基準/維持修繕工関係による)
- ⑤業務写真の整理方法等について、下記の点に留意すること。
 1. 工事情報・・・国土交通省・工事管理情報記入例(平成16年6月)による。
 2. フォルダ作成・・・設計図書の内容に合わせて作成する。
 - 【大分類】名称：その他
 - 【写真区分】公園管理業務
 - 【工種】例：除草工
 - 【種別】例：公園名
 - 【細別】例：施工回数(○回目)又はアベリア(○回目)
 - 【撮影箇所】例：No.1
 - 【写真タイトル】例：着手前、完了、作業状況
 3. 写真の解像度等について、「愛知県運用マニュアル(平成18年3月)」によるものとする。
 4. 業務写真のビューアソフトの添付について、市と協議するものとする。
 5. 写真撮影箇所が写真のみで確認できるよう、必ず背景を含めた写真を提出すること。
- (2) 業務施工計画書、材料使用承認願いを業務に先立ち提出すること。
- (3) 工程表(進捗状況管理表)、パトロール結果報告書、薬剤散布予定表、出来高報告書、作業日報(業務記録)、一般廃棄物一覧表、安全訓練実施報告書、段階・状況立会確認書は、所定の用紙(A4)を用い、表紙を付け、左綴じにしたのち、業務名を記したファイルにとじて提出する。

(4) 報告書

- ① 樹木医に相談し、藤の状況を診断し、報告書にまとめ提出すること。報告書の提出時期は9月及び1月の計2回とする。
- ② 樹木医による藤の管理計画についての提案を報告書により提出すること。

1 7 管理技術者の配置

- (1) 樹木の管理業務を適切に管理するため、管理技術者を届け出るものとする。管理技術者に必要な資格は以下のいずれかとする。

- ① 技術検定合格者（1級又は2級）造園施工管理技士
- ② 技術士2次試験合格者 建設部門、林業部門（「林業」又は「森林土木」）
- ③ 技能検定合格者（1級又は2級）造園（2級は合格後1年以上の実務経験が必要）

1 8 その他

- (1) 年間管理の趣旨を理解し、年間を通じて担当区域の美化と樹木の生育に努めること。
- (2) 業務に起因して事故等が発生することがないように作業中、平常時を問わず安全管理に努めること。
- (3) 本別紙に無い事項は、愛知県建設部標準仕様書を適用する。



岡崎公園植栽管理区域図(管理水準書より抜粋)

(4) 管理者ヒアリング

植栽維持管理状況について、維持管理当事者である指定管理者にヒアリングを行った。以下に議事録を添付する。

打合せ協議記録簿(ヒアリング記録簿)						
第 3 回		追番 3-1			1 頁	
発注者承認印	課長	課長補佐	係長	担当	担当	受注者検印
	照査技術者	管理技術者	担当者			
発注者名	岡崎市 都市整備部				受注者名	玉野総合コンサルタント株式会社
件名	岡崎公園石碑移設等検討業務				整理番号	QG19L1007
出席者	発注者	公園緑地課:坂田主任主査			日付	令和元年 11 月 14 日(木)
	指定管理者	(社)岡崎パブリックサービス:杉浦次長、野田副主幹			場所	岡崎公園管理事務所
	受注者	ランドスケープ課:速水、山田			方式	会議・電話
協議内容						
<打合せ事項>		○岡崎公園の現在の植栽維持管理について確認を行った。				
1. 実施体制、作業項目、実施時期について	【確認事項】 1) 実施体制 ・(社)岡崎パブリックサービスは平成 18 年から岡崎公園の指定管理者として、清掃業務と樹木管理を行っている (5 年更新)。 ・月に 1 回、市の公園緑地課との定例会議があり、そこで状況報告等を行っている。 ・基本的には業務水準書に従って維持管理を行っている。 ・岡崎公園内の五万石藤、茶室の庭園、巽閣の庭園の管理については造園業者に作業委託している。五万石藤の管理は、継続して花を美しく咲かせられるよう今年度から指定管理の項目に追加された。 2) 作業項目、実施時期 ・高木の剪定はマツ、イチョウは定期的に行っている。その他の高木については枯れない限り切っていない。 ・枯木については発見した時点で市に連絡し、伐採するか判断を仰いでいる。 ・イチョウ並木は、以前は紅葉前に剪定していたが、市の公園緑地課、地元の総代と調整し、今年は紅葉後の 1 月に剪定を行うことになった。 ・下草刈りは年 4 回実施している。空堀のササ刈りは業務水準書には記載されていないが、自主的に行っている。 ・花壇の植替えは年 4 回行っており、水やりは人力で適宜行っている。 ・石垣(清海堀、龍城堀)の除草は、年に 2 回(花火の前、秋)に堀の水を抜いて梯子をかけて手で抜いている。					
2. 植栽維持管理の方針について	【確認事項】 ・業務水準書には具体的な目標樹形の記載はないが、以前、造園業者に 1 本サンプルで剪定してもらった状態を市に確認していただいており、それを目標樹形としている。 ・以前は市と見通し木を設定したが、最近是指導されなくなったため実施していない。 <div style="text-align: right;">(次頁に続く)</div>					
玉野総合コンサルタント(株)						

3. 現状の植栽管理に関する課題や要望について

【確認事項】

- 1) 伐採したほうが良いと思われる樹木
 - ・ 神橋のクスノキ（堀や道路にまで枝が張り出しており危険）
 - ・ 天守前の2本のマツ（倒木により天守や神社に被害がある可能性があり危険）
 - ・ 空堀や花時計付近のトイレ周り（鬱蒼としており不安感）
 - ・ 二の丸のからくり時計と花時計の間の植栽帯（鬱蒼としており不安感）
 - ・ メタセコイア（東側駐車場から天守への視界確保）
- 2) 公園利用者からの要望
 - ・ 樹木を切ってほしいという要望はほぼない。
 - ・ 今年度石垣の保全のため高木を伐採したことに対しては意見があった。
- 3) その他
 - ・ 以前は市の公園緑地課からは枯れ木以外は切らないという方針であったが、今は石垣の保全のために高木を伐採している。植栽景観として紅葉が美しく、利用者も楽しみにしているのが、残念である。マツ、サクラ、フジ、モミジは観光的に大切である。
 - ・ 伐採は出来るが、抜根は作業量や機材の準備等が必要のため行うことはできない。

4. その他

【確認事項】

- ・ 岡崎公園内のサクラについては、別業務にて計画を策定している。（市）
→後日資料をご提供いただくよう依頼した。（玉野）

（以上）